

瑞穂監第33号  
令和5年1月31日

瑞穂市長  
森和之様

瑞穂市議会議長  
若井千尋様

瑞穂市監査委員 浅村孝司

瑞穂市監査委員 杉原克巳

#### 定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「環境課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

「環境課」における令和4年4月1日から同年10月末日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「需用費」について、瑞穂市監査基準（令和2年瑞穂市監査委員告示第4号）に基づき、検査を行った。

なお、監査の実施において必要と認められた場合は、令和2年度及び同3年度についても対象とした。

環境課は、部長以下職員7名と会計年度任用職員1名で次の事務を行っている。

- (1) 環境に関すること。
- (2) 一般廃棄物に関すること。
- (3) 廃棄物集積場に関すること。
- (4) 公害に関すること。
- (5) 空閑地に関すること。
- (6) 狂犬病予防に関すること。
- (7) し尿処理に関すること。
- (8) 浄化槽の清掃に関すること。
- (9) 浄化槽の設置及び補助に関すること。
- (10) 合理化協定に関すること。
- (11) 動物等に由来する感染症に関すること。
- (12) そ族、害虫その他の市民生活に危険を及ぼす鳥獣の駆除及び捕獲並びに駆除等の簡易な指導に関すること（農林漁業に対する有害鳥獣捕獲に関するものを除く。）。

#### 2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所

令和4年12月2日（金）

#### 3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び「需用費」等の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

### 第2 監査の結果と意見

#### 1 財務について

環境課における財務の執行状況については、次のとおりで、おおむね適正に執行されているものと認められた。

令和4年10月末現在

	予算現額（円）	収入・執行済額（円）	比率（％）
歳入	181,592,000	73,543,748	40.5
歳出	1,055,073,000	562,645,065	53.3

## 2 需用費等について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
1	不適切な契約事務について	<p>令和3年度に「カラス避けネット」が各支出負担行為日（令和3年4月19日、同年5月31日、同年10月1日、令和4年1月18日）各5万円未満で4回に分けて購入されていた。</p> <p>環境課に理由を確認したところ、「在庫が少なくなったら随時補充し、置き場所が無いため。」との回答であった。</p> <p>また、見積徴取業者は1者であった。</p> <p>令和3年度「飲料容器自動回収機用 IC カード（以下、「IC カード」という。）」の購入が年6回各49,912円（税込み）で全て同一業者から購入されていた。</p> <p>また、各回の購入も165枚というキリの悪い枚数であった。</p> <p>環境課に理由を確認したところ、「カードは、在庫が少なくなったら随時補充している。カードは、サーバーへの登録が必要なため、機械導入業者からのみの購入となる。」との回答であった。</p> <p>また、「上記カードに係る受払簿は作成していない。」との回答であった。</p>	<p>契約事務処理要領（物品）（以下「要領」という。）において、物品を購入する際の契約方法等が規定されている。</p> <p>要領では、5万円未満での購入の場合、見積徴取業者は1者以上で請書作成は不要となる。</p> <p>しかしながら、令和3年度「カラス避けネット」の各回の支払総額は、194,909円（税込み）となり、3者以上の見積徴取及び請書等の作成が必要となる。</p> <p>置き場所が無いとの回答であったが、1個当たり大きなものでもなく、また、他課と調整し空き室を利用するなど置き場所を確保すべきである。</p> <p>今後は、年間必要数をまとめて購入する若しくは単価契約するなど適切な契約事務を行うべきである。</p> <p>この IC カードは、機械導入業者以外での購入は困難であると考えられるため、数社での見積合せは不要であるが、令和3年度の総支払額は、299,472円（税込み）であり、6回にわたる支払は、請書作成等の契約事務を避けていると言わざるを得ない。</p> <p>今後は、年間必要数をまとめて購入する若しくは単価契約するなど適切な契約事務を行うべきである。</p> <p>また、上記カードに係る受払簿を作成して管理すべきである。</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
		<p>令和3年度「粗大ごみシール」に係る発注が、100円券及び200円券では各3回、400円券では2回といずれも5万円未満で行われていた。</p> <p>各券の最終の発注では、業者が変更となっており、納品部数は1.5倍の増となったが、単価は大幅に下がり、支払額では変更前より安価となった。</p> <p>また、見積徴取業者はいずれの発注も1者であった。</p>	<p>この件は、需用費の印刷製本費からの支出となるが、上記1番の消耗品費等と同様に分割して、発注がされていた。</p> <p>令和3年度の支払額は、100円券及び200円券ではいずれも148,720円（税込み）、400円券では98,780円で、全ての券の支払総額は396,220円（税込み）であった。</p> <p>支払総額からすると、3者以上の見積徴取及び請書作成等の契約事務が必要であるし、100円券、200円券及び400円券を併せて契約すればさらに安価となると考えられるため、必要数量をまとめる若しくは単価契約するなどの事務を実施すべきである。</p>
		<p>上記に記載したものの以外にも、多数の5万円未満での分割購入等が散見された。</p>	<p>各回5万円未満で分割するのではなく、年間支払総額で判断し、全ての物品の契約事務を適切に実施すべきである。</p>
2	会計年度等誤りについて	<p>需用費の消耗品費等において、ドラム缶2ドラムが購入されており、経理簿に記載の日付について環境課に確認したところ、「納品日」であるとの回答であった。</p>	<p>環境課が回答した日付が納品日であるならば、支出負担行為日及び会計年度が誤っていることとなり決算額にも影響する。</p> <p>また、検査も大幅に遅れていたことから、適正な会計処理等を行うべきである。</p>

### 3 その他について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
3	支出負担行為の起票遅れについて	<p>令和3年4月1日に締結された委託契約（契約期間：令和3年4月1日から同年5月14日まで）に係る支出負担行為の伝票の起票が契約期間終了後の同年5月17日になされていたため、環境課に確認したところ、「起票忘れ」との回答であった。</p> <p>また、同年に締結された別の委託契約でも同</p>	<p>瑞穂市会計規則（以下「会計規則」という。）別表には、支出負担行為として整理する時期が定められており、委託料においては「契約を締結するとき（請求のあったとき）」と規定されている。</p> <p>いずれの契約も契約書が交わされており、契約後すぐに起票しなければならなかった。</p> <p>今後、課長、係長でチェックすることとあったため、起票を失念することがないように徹底していただきたい。</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
		様に支出負担行為の「起票忘れ」があった。	
4	通行料金の資金前渡等について	<p>令和3年11月11日に長野県佐久市まで廃棄物処理に係る現地確認のため、職員が出張していた。</p> <p>その現地までのルートの途中に有料トンネルがあったが、その通行料金について資金前渡を受けずに通行がされていた。また、その通行料金に係る精算伝票が令和4年2月7日に起票と大幅に遅延していた。</p> <p>出張に係る復命書を確認したところ、その内容が不明瞭であった。</p>	<p>事後に支払がされたことについて確認したところ、「ルートの確認不足」との回答であったが、出張する際に、事前にルートを確認するのは当然のことである。</p> <p>また、その精算は会計規則第42条に「その用件終了後5日以内」とされ、大幅に遅延している。</p> <p>今後は、会計規則を遵守し、適正に会計事務を行うべきである。</p> <p>また、復命書については、出張した要旨を分かりやすくまとめたものを作成すべきである。</p>
5	自家用自動車での出張について	<p>令和3年11月9日に多治見市役所で開催された会議に、自家用自動車出張していた。</p> <p>環境課に確認したところ、「公用車が空いていなかったため。」との回答であった。</p>	<p>職員の出張に際し、公共交通機関でなく自動車出張する場合は、市が保有している公用車を優先して利用することとなる。</p> <p>しかしながら、今回の出張では公用車が空いてないからとの理由であったが、この会議の開催案内は、令和3年8月12日に発出されており、市民窓口課の公用車予約開始ひと月前には十分な時間があつたため、理由になっていない。</p> <p>今後は、事前に自動車出張することが分かっている場合は、早めに公用車を予約して出張すべきである。</p>
6	旅行命令（依頼）簿の記載について	職員の出張に際し、瑞穂市職員等の旅費に関する条例施行規則様式第1号の旅行命令（依頼）簿の記載忘れがあった。	<p>瑞穂市職員等の旅費に関する条例第4条第4項では、『旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。』と規定されている。</p> <p>このため、職員が勤務場所を離れる場合には漏れなく記載すべきである。</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
7	予算計上漏れについて	<p>騒音計検査手数料の支出のため、令和2年11月2日に19,000円の予算流用処理が行われた。</p> <p>環境課に確認したところ、検査周期が5年のため当初予算計上を失念していたとの回答であった。また、検査の通知が9月で検査日が11月11日であったため、予算の補正ができなかったとのことであった。</p>	<p>検査周期が5年であるため予算計上漏れとなったとのことであるが、予算システムに次回検査について記録などしておけば、当初予算に計上できたはずである。</p> <p>今後は、当初から必要である予算は、漏れなく計上すべきである。</p>
8	備品管理について	<p>備品の現地調査を行ったところ、備品シールが貼付されていないもの、廃棄手続がなされていないものが散見された。</p>	<p>環境課における備品は、おおむね適正に管理されていた。</p> <p>しかしながら、確認した多数の備品にシールの貼付がなかったため、速やかに処理していただきたい。また、不用となった備品については、適正に廃棄処理していただきたい。</p>

以上